

第8章 通信

第1節 通信の種類等

(通信の種類等)

第43条 通信には、次の種類があります。

種 類	内 容
1 一般通信	契約者回線からの通信(相互接続通信となるものを除きます。)
2 相互接続通信	契約者回線と相互接続点との間の通信

2 通信には、次の区別があります。

区 別	内 容
通話モード	回線交換方式により 主としておおむね 3kHz の帯域の音声その他の音響の伝送を行うためのもの
デジタル通信モード	回線交換方式により 64Kb/s 以下で符号、音声その他の音響又は映像の伝送を行うためのもの
パケット通信モード	(1) パケット交換方式により、384Kb/s 以下で符号の伝送を行うためのもの (2) パケット交換方式により、契約者回線からの通信については 5.7Mb/s 以下、契約者回線への通信については 14Mb/s 以下で符号の伝送を行うためのもの(以下「3G ハイスピード」といいます。) (3) パケット交換方式により、契約者回線からの通信については 5.7Mb/s 以下、契約者回線への通信については 42Mb/s 以下で符号の伝送を行うためのもの(以下「ウルトラスピード」といいます。)
メッセージ通信モード	制御信号のみを利用して、文字、数字又は記号等の伝送(当社の電気通信設備に一時蓄積後伝送する場合を含みます。)を行うためのもの

3 前2項に規定するほか、契約者は、数字又は文字等で作成された情報を受信することができます。受信方法その他の提供条件については当社が別に定めるところによります。

4 前項に規定する情報のうち、緊急速報メール(当社が気象庁の提供する緊急地震速報及び津波警報(気象業務法施行令(昭和27年11月29日政令第471号)第4条に定める地震動警報及び津波警報をいいます。))に基づき送信する情報及び当社と災害・避難情報の送信に関する契約を締結した者がその契約に基づき送信する情報)については、第12条、第26条の4、第26条の24(契約者回線の利用の一時中断)、第26条、第26条の8、第26条の11、第26条の13、第26条の16、第26条の18、第26条の20(その他の提供条件)において準用する契約者が行う契約者回線の一時中断、又は第42条(3G通信サービスの利用停止)の規定にかかわらず、3G通信サービスの利用の一時中断をしている場合又は利用を停止されている場合であっても受信することができます。

5 第2項に規定する伝送速度は、通信の状況等により変動します。

6 3G通信サービスに係る通信の条件については、料金表第1表第3(通信料)に定めるところによります。

7 3Gハイスピード及びウルトラスピードによる通信は、当社の営業区域のうち、当社が別に定める地域で行うことができます。

8 特定契約サービス(4G)の契約者回線については、3G通信網のほか、4G通信サービス契約約款に規定する4G通信網を利用してメッセージ通信モードによる通信を行うことができます。

(契約者回線との間の通信)

第 44 条 契約者回線との間の通信は、その契約者回線に接続されている移動無線装置が第 5 条(営業区域) に規定する営業区域内に在圏する場合に限り、行うことができます。

ただし、その営業区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル又は山間部等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

(特定電気通信回線との間の通信)

第 44 条の 2 特定電気通信回線との間の通信は、当社が定めた通信に限り行うことができます。

2 特定電気通信回線との間の通信は、特定役務提供事業者の契約約款及び料金表等の規定によることとします。

3 特定役務提供事業者における電気通信事業の休止の場合は、当該特定役務提供事業者との間の通信を行うことはできません。

(相互接続点との間の通信)

第 45 条 相互接続点との間の通信は、当社が定めた通信に限り行うことができます。

2 相互接続に伴って行うことができる協定事業者の電気通信設備に係る通信(以下「他社相互接続通信」といいます。)は、協定事業者の契約約款及び料金表その他の契約等の規定によることとします。

3 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、当該協定事業者に係る他社相互接続通信を行うことはできません。

第 2 節 通信利用の制限等

(通信利用の制限)

第 46 条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の措置を執ることがあります。

(1) 次に掲げる機関に提供している契約者回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り)ます。)

以外のものである通信の利用を中止する措置(特定の地域の契約者回線に係る電気通信設備への通信を中止する措置を含みます。)

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関

別記 9 に定める 基準に該当する 新聞社等の機関

預貯金業務を行う 金融機関

国又は地方公共団体の機関

(2) 特定の相互接続点への相互接続通信の利用を制限する措置。

2 当社は、前項の規定によるほか、円滑な電気通信役務の提供の確保又は契約者の利益のため、次の措置を執ることがあります。

(1) 当社が別に定める 協定事業者に係る 電気通信設備との間の通信が著しく ぶくそう する場合に、当該協定事業者との間の相互接続点からの相互接続通信（電子メールに係るものであって、S!機能又は S!機能(i)に係るメッセージデータ変換機能を利用する契約者回線へ行われる通信に限ります。）の利用を制限する措置。

(2) 当社が別に定める 協定事業者に係る 電気通信設備から 多数の契約者回線を指定して一括して送出された電子メールであって、指定先のうち実在しないメールアドレスが著しく 多いと当社が認知した場合に、当社が設置する電気通信設備（S!機能又は S!機能(i)のメッセージデータ変換機能に係るものに限ります。）へのその電子メールの蓄積を拒否する措置。

(3) 別記 5 に定める 連続した時間内に、契約者回線から 別記 5 に定める 数を超えるメッセージデータの送信又はメッセージ通信モードを利用した通信が行われた場合に、当該契約者回線からのメッセージデータの送信又はメッセージ通信モードを利用した通信を別に定める 間制限する措置。

(4) S!機能に係る 電気通信設備が著しく ぶくそう するおそれがあると当社が認めた場合に、当該機能を利用する 3G 通信サービス契約者に対し、その機能の全部又は一部を制限する措置。

(5) 当社が、窃盗、詐欺等の犯罪行為その他法令に違反する行為により 取得された又は代金債務（立替払等に係る債務を含みます。）の履行がなされていない若しくはそのおそれが高いと判断し、利用制限端末として取扱所交換設備に登録した自営端末設備が、契約者回線に接続された場合に、3G 通信サービスの利用を制限する措置。

(6) 契約者がその契約（特定役務国際通信サービス契約者が特定役務提供事業者の契約約款に基づき締結している契約を含みます。）に基づき支払う料金の累計額が、当社が別に定める 基準を超えたときに、国際通信を制限し、及び当社が別に定める 付加機能の利用を停止する措置。

(7) 第 73 条（利用に係る契約者の義務）第 1 項第 2 号に違反したと当社が認めた場合、当該契約者回線及び自動着信転送機能により転送される相手先（転送が複数回行われる場合はそれぞれの相手先を含みます。）への通信を制限する措置。

3 当社は、前 2 項の規定によるほか、モジュールサービス (i)契約者及びモジュールプリペイドサービス (i)契約者の契約者回線から行ったパケット通信モードによる通信に関して、次の措置を執ることがあります。

この場合において、当社は、本条に規定する通信の制限のために必要となる通信に係る情報の収集、分析及び蓄積を行う場合があります。

(1) 当社が別に定める 通信プロトコル又は通信ポートに係る 通信等を制限する措置

(2) 当社が別に定める データファイルの圧縮及び一部削除並びに送受信を制限する措置

(3) 一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限又は中止する措置

(4) 一定時間内に長時間の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限又は中止する措置

(5) セッションの設定が長時間継続されたと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限又は中止する措置

(6) 同一セッション内に大量の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を

制限又は中止する措置

- 4 当社は、前3項の規定によるほか、料金表第1表第1(基本使用料)1(適用)1-2(タイプⅠに係る適用)(10)に規定する料金種別第5種DPⅠ、(12)に規定する料金種別第6種DPⅠ、第3(通信料)1(適用)1-1(適用)(16)に規定するパケットし放題若しくはパケットし放題S、(18)に規定するパケットし放題フラット、(19)に規定するパケットし放題S for スマートフォン、(20)に規定するパケットし放題フラット for スマートフォン、1-3(タイプⅡに係る適用)(9)に規定するパケット定額ライト、(10)に規定するパケット定額(オレンジ)、1-4(タイプⅢに係る適用)(6)に規定するパケット定額(ブルー)又は当社が別に定めるパケット通信モードに係る定額通信料の適用を選択している契約者の契約者回線から行ったパケット通信モードによる通信に関して、次の措置を執ることがあります。

この場合において、当社は、本条に規定する通信の制限のために必要となる通信に係る情報の収集、分析及び蓄積を行う場合があります。

- (1) 当社が別に定める通信プロトコル又は通信ポートに係る通信等を制限する措置
 - (2) 当社が別に定めるデータファイルの圧縮及び一部削除並びに送受信を制限する措置
 - (3) 一定時間内に大量又は多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限又は中止する措置
 - (4) 一定時間内に長時間の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限又は中止する措置
 - (5) セッションの設定が長時間継続されると当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限又は中止する措置
 - (6) 同一セッション内に大量の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限又は中止する措置
- 5 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストにおいて指定された接続先との間の通信を制限する措置を執ることがあります。

(通信の切断)

第47条 当社は、次のいずれかに該当する場合には、通信を切断することがあります。

- (1) 通信中に電波状況が著しく悪化した等、通信の継続が技術上著しく困難なとき。
- (2) 通信が連続して長時間に及ぶ等、その他の通信に影響を及ぼすと当社が判断したとき。

(通信時間等の制限)

第48条 前条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間又は特定の地域の契約者回線若しくは協定事業者に係る電気通信設備への通信の利用を制限することがあります。

第3節 通信時間等の測定等

(通信時間等の測定等)

第49条 通信時間、情報量及び通信回数の測定等については、料金表第1表第3(通信料)又は料金表第1表第5(国際アウトローミング通信料)に規定するところによります。